

## 消費者庁の設置と宅地建物取引業法の関係について

(社) 全国宅地建物取引業協会連合会

さる6月13日、政府の消費者行政推進会議において、消費者の視点に立つ行政への転換を図る観点から、来年度新たな組織として「消費者庁」を創設することを内容とする取りまとめが行われたところであります。

この取りまとめでは、消費者と密接な30の法律を、消費者庁に移管または従来の所管官庁との共管とすることとしており、宅地建物取引業法についても、消費者庁と国土交通省との共管とする旨が盛り込まれております（とりまとめの内容；別紙参照）。

しかしながら、この「共管」というのは、宅地建物取引業法の全てについて、消費者庁が国土交通省と単純に権限を分け合うということではなく、所管内容に応じて、概ね以下のように整理される見込みです。

○宅建業者に課されるいわゆる「行為規制」（宅建業法第5章第1節に関する部分）の企画立案例；重要事項説明等	○消費者庁と国土交通省との共管 ただし、法人間の取り引きに関する規制や、不動産の健全な発展を図るための規制（例えば、レインズの登録等）は、従来どおり国土交通省の所管とする方向。
○宅建業の免許関係	○国土交通省の所管 ただし、業者の情報を消費者庁が共有できる仕組みが検討される予定
○宅建業の監督処分・検査	○国土交通省が所管 ただし、処分等に関する事前協議や勧告といったかたちで、消費者庁が関与できる仕組みが検討される予定。
○関係団体（全宅連・全宅保証等）	○国土交通省が所管

以上の方向を軸に今後細部について検討が進められ、次回臨時国会には関連の法案が提出される見込みです（6月27日に既に閣議決定済）。

本会においては今後も情報収集に努め、各宅建協会への情報提供・さらなる消費者保護推進のため態勢作りを進めていく所存ですので、協会各位におかれましても、何卒、ご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上